

院内掲示

「生活習慣病管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）について」

中・高年者の多くが通院加療している高血圧症、糖尿病、高脂血症（脂質異常症）は3大生活習慣病とされ、よりよい生活環境に患者さんを導く上での食事、運動や適切な内服処方などの指導を通院ごとにしてきました。

厚労省は令和6年6月に診療報酬を改定しました。

個人ごとに応じた療養計画書を作成し、患者さんの同意を得たうえで、さらに密度の高い診療を行えるよう『生活習慣病管理料』をいただくことになりました。

該当する方は令和6年6月1日以降最初の来院日より同意をいただき開始させていただきます。

また病状の安定している患者さんでも、お薬のみの場合最長2か月までとしていましたが、リフィル処方にも対応してまいります。

「医療DX推進体制整備加算について」

医療DX推進体制に関する事項を施行し質の高い診療を実施するため十分な情報を取得し、必要に応じ活用していきます。